

## 簡易専用水道の設置者（管理者） 殿

簡易専用水道検査機関 登録番号138号  
奈良県奈良市東九条町748番地の1  
株式会社近畿環境衛生センター  
ビル管理部 検査課  
電話0742-63-5288  
FAX0742-63-5266

## 簡易専用水道法定検査〔書類検査〕のご案内

この度は、水道法34条の2第2項の規程に基づく簡易専用水道の検査申込書をホームページよりダウンロードしていただき、誠にありがとうございます。  
当ファイルを印刷していただき、下記内容をご確認の上次の頁にございます検査申込書への必要事項ご記入の後検査申込書を郵送又はFAXにてお送りいただけます様お願い申し上げます。

### ①申し込み書類

『簡易専用水道』検査申込書〔書類検査〕

### ②検査項目

特定建築物における書類検査

### ③必要書類・物など

検査に関しましては、以下の物が必要となります。

- 簡易専用水道管理状況票〔ご記入捺印された原本を郵送にてお送りください〕
- 貯水槽清掃報告書の写し
- 残留塩素測定記録の写し
- 最近1年間の水質検査結果の写し  
※水質検査 省略項目 10 項目 ビル管検査 15 項目 消毒副生成物 12 項目
- 前年の検査結果の写し

- 注) ① 申込書がない状態での施設の検査は実施できませんので、必ず『検査申込書』のご送付をお願い申し上げます。
- ② 検査結果につきましては、お申し込み受付から約 1～2 週間程度で弊社よりご発送致しますので送付先の記載漏れ無いように宜しくお願い致します。
- ③ 検査監督機関からの既定により、結果を所轄保健所等へ報告させて頂く必要がございますのでご了承願います。

### 送付先

（郵送の場合） 〒630-8144 奈良県奈良市東九条町748番地の1  
株式会社近畿環境衛生センター 検査課 まで

（FAXの場合） 0742-63-5266

# 『簡易専用水道』検査申込書〔書類検査〕

株式会社近畿環境衛生センター 検査課

水道法 34 条の 2 第 2 項の規程に基づく、簡易専用水道の検査を、次の通り依頼します。

申請日 令和 年 月 日

|                   |   |       |     |
|-------------------|---|-------|-----|
| 申 込 者             |   |       |     |
| 御 住 所             | 〒 |       |     |
| 御 社 名 ( 所 属 部 署 ) | 印 | 電話番号  | ( ) |
|                   |   | FAX番号 | ( ) |

|                                |   |                |     |
|--------------------------------|---|----------------|-----|
| 建 物 の 名 称                      |   |                |     |
| 御 住 所                          | 〒 |                |     |
| 設 置 者                          |   |                |     |
| 管 理 者                          |   |                |     |
| 施 工 ・ 設 置 年 月 日                |   | 届 出 年 月 日      |     |
| 受 水 槽                          |   | m <sup>3</sup> | 基   |
| 高 架 水 槽                        |   | m <sup>3</sup> | 基   |
| 建 築 物 環 境 衛 生<br>管 理 技 術 者 氏 名 |   | 取得番号           | 第 号 |

※ 『検査結果送付先』と『請求書送付先』が申込者と異なる場合のみ、下記へご記入お願い致します。

|                   |   |       |     |
|-------------------|---|-------|-----|
| 御 住 所             | 〒 |       |     |
| 御 社 名 ( 所 属 部 署 ) | 印 | 電話番号  | ( ) |
|                   |   | FAX番号 | ( ) |

|                 |  |
|-----------------|--|
| そ の 他 ・ 連 絡 事 項 |  |
|-----------------|--|

送 付 先

(郵送の場合)

〒630-8144 奈良県奈良市東九条町748番地の1  
株式会社近畿環境衛生センター 検査課 まで

(FAXの場合)

0742-63-5266

簡易専用水道検査機関 登録番号138号  
株式会社近畿環境衛生センター  
ビル管理部 検査課  
電話0742-63-5288  
FAX0742-63-5266

# 簡易専用水道の管理状況票

施設の名 検査年月日 令和 年 月 日  
 建築物環境衛生管理技術者 氏名 印 記載責任者 氏名 印

## 1. 施設の検査

|   | 検査項目        | 判定基準  | 判定  |             |      |             |
|---|-------------|---|-----|-------------|------|-------------|
|   |             |   | 受水槽 | 検査機関<br>記入欄 | 高架水槽 | 検査機関<br>記入欄 |
| 1 | 水槽周囲の状態     | 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。                  | 良・否 |             | 良・否  |             |
|   |             | 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。                       | 良・否 |             | 良・否  |             |
|   |             | 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。                           | 良・否 |             | 良・否  |             |
| 2 | 槽本体の状態      | 点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。                       | 良・否 |             | 良・否  |             |
|   |             | 亀裂し、又は漏水箇所がないこと。                              | 良・否 |             | 良・否  |             |
|   |             | 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。                     | 良・否 |             | 良・否  |             |
| 3 | 槽上部の状態      | 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。              | 良・否 |             | 良・否  |             |
|   |             | 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 | 良・否 |             | 良・否  |             |
|   |             | 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。                  | 良・否 |             | 良・否  |             |
| 4 | 槽内部の状態      | 水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。    | 良・否 |             | 良・否  |             |
|   |             | 汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。  | 良・否 |             | 良・否  |             |
|   |             | 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。                     | 良・否 |             | 良・否  |             |
|   |             | 外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。                 | 良・否 |             | 良・否  |             |
| 5 | マンホールの状態    | 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。                       | 良・否 |             | 良・否  |             |
|   |             | 流入口と流出口が近接していないこと。                            | 良・否 |             | 良・否  |             |
|   |             | 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと                       | 良・否 |             | 良・否  |             |
| 6 | オーバーフロー管の状態 | ふたが防水密閉型のものであってほこりその他衛生上有害なものが入らないもの。         | 良・否 |             | 良・否  |             |
|   |             | 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。                 | 良・否 |             | 良・否  |             |
|   |             | マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。                | 良・否 |             | 良・否  |             |
|   |             | 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること               | 良・否 |             | 良・否  |             |
| 7 | 通気管の状態      | 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。                         | 良・否 |             | 良・否  |             |
|   |             | 網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。                  | 良・否 |             | 良・否  |             |
|   |             | 管端部と排水管の流入口とは直接連結されていないこと。                    | 良・否 |             | 良・否  |             |
|   |             | 管端部と排水管の流入口との間隔は逆流の防止に十分な距離であること。             | 良・否 |             | 良・否  |             |
| 8 | 水抜管の状態      | 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。              | 良・否 |             | 良・否  |             |
|   |             | 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。                         | 良・否 |             | 良・否  |             |
|   |             | 網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。                  | 良・否 |             | 良・否  |             |
| 9 | 給水管等の状態     | 通気管として十分な有効断面積を有するものであること。                    | 良・否 |             | 良・否  |             |
|   |             | 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。                   | 良・否 |             | 良・否  |             |
|   |             | 管端部と排水管の流入口等との間隔は逆流の防止に十分な距離であること。            | 良・否 |             | 良・否  |             |
|   |             | 当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。                     |     |             | 良・否  |             |
|   |             | 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。                   |     |             | 良・否  |             |

## 2. 水質検査

|       | 検査事項 | 判定基準           | 採取場所                                    | 判定  |      |
|-------|------|----------------|---|-----|------|
| 水質の検査 | 10   | 臭気             | 異常な臭気が認められないこと。                         | 良・否 |      |
|       | 11   | 味              | 異常な味が認められないこと。                          | 良・否 |      |
|       | 12   | 色              | 異常な色が認められないこと。                          | 良・否 |      |
|       | 13   | 色度             | 5度以下であること。                              | 良・否 |      |
|       | 14   | 濁度             | 2度以下であること。                              | 良・否 |      |
|       | 15   | 残留塩素           | 検出される事                                  | 良・否 | mg/L |
|       | 16   | 書類の整備<br>保存の状況 | 簡易専用水道の設備の配置及びシステムを明らかにした図面が整理保存されていること | 良・否 |      |
|       |      |                | 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整理保存されていること     | 良・否 |      |
|       |      |                | 水槽の掃除の記録が整理保存されていること。                   | 良・否 |      |
|       |      |                | その他の帳簿書類が整理保存されていること。                   | 良・否 |      |
| 特記事項  |      |                |   |     |      |